

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月25日

住 所 東京都調布市仙川町二丁目19番地5  
事業者名 小田急バス株式会社  
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長  
早川 弘之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>当社が保有する乗合バス車両は、既に全車両がノンステップバスとなっています。しかしながらメーカーや年式により寸法の差異があり、停留所の車両停止位置が異なることにより既存の設備に影響することがあります。そのため、メーカーの壁を越えて統一していけるよう働きかけていくことが現状の課題であります。</li></ul>
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>当社では、音声による停留所での案内やカラー方向幕の導入を順次進めています。引き続き高齢者、障害のあるお客さまが安心してご利用いただくために必要となる情報提供ツールの導入を促進していきます。</li><li>メーカーや年式により車両設備に差異があることにより、お客さまへのサポートが不足しているのご意見が寄せられることもあるため、不足する部分については特に新人運転士や指導運転士に対して、おもてなしの心の醸成とスムーズで安全な乗降サポート方法等の教育・訓練を今後も継続して実施していきます。</li></ul>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"><li>既に全車両がノンステップバスであるため、今後についても新車および代替車について、ノンステップバスを継続購入していきます。</li></ul>

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備を用いた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>「運行情報提供システム」を使用して、運行情報を文字および音声により確実に提供ができるよう、定期的に設備点検を実施していきます。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停における乗り降りのしやすさの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害のあるお客さまが安心して乗降できるように既存のガードパイプや植栽の改修を拡充していきます。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内外における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスロケーションシステムの拡充（2021年度：1箇所）</li> <li>スマートフォンなどからの検索により、バス走行位置等が確認できる【小田急路線バスナビ】による情報提供を引き続き実施していきます。</li> <li>高齢者などWEB検索が苦手なお客さまでもバス路線や駅前の乗り場等が確認できる「バス路線図」を引き続き配布していきます。（2021年度：15,000部作成）</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入運転士に対して、高齢者、障害のあるお客さまへの乗降支援に関するおもてなし・技術向上教育を実施していきます。（2021年度：入社時、6か月後）</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安心してご利用いただくための適切な音声案内、表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害のあるお客さまが安全に安心してご乗車いただけるよう、音声・表示案内を活用して、広報活動および啓発活動を実施していきます。</li> </ul>

### III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- ・ 当社が管理する停留所への新規上屋・ベンチの設置を拡充していきます。
- ・ ホームページや電話で寄せられるお客さまからのご意見・ご要望を社内で共有するとともに、お客さまのニーズを把握し、改善策に反映していきます。
- ・ 指導運転士（新人運転士を指導する立場）に、高齢者、障害のあるお客さまへの乗降支援に関するおもてなし・技術向上教育を実施していきます。
- ・ 運休を計画した際のお客さまへの事前周知のため、引き続き当社公式ツイッターなどを活用していきます。

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

### V 計画書の公表方法

- ・ 本計画書について、当社ホームページにて公表いたします。

### VI その他計画に関連する事項

- ・ 中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられています。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。